

令和 4 年

第 1 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 4 年 1 月 26 日
至 令和 4 年 1 月 26 日

飯 舘 村 議 会

令和４年第１回飯舘村議会臨時会会期日程

(会期１日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第１日	１． 26	水	本会議	午前11時00分	開 会 諸般の報告 １． 会議録署名議員の指名 ２． 会期の決定 ３． 村長の提案理由の説明 ４． 議案審議 閉 会

令和4年1月26日

令和4年第1回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年第1回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和4年1月26日（水曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和4年1月26日 午前11時00分				
時及び宣告	閉会	令和4年1月26日 午後 1時50分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 眞 弘	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	佐 藤 健 太	○	6	菅 野 新 一	○
	7	渡 邊 計	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	高 橋 孝 雄	○	10	佐 藤 一 郎	○
署名議員	2番 横 山 秀 人		3番 花 井 茂			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 糯 田 文 也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	高 橋 正 文	○	村 推 進 課 長	村 山 宏 行	○
	住 民 課 長	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	遠 藤 哲	○	教 育 課 長	佐 藤 正 幸	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	農 業 委 員 会 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	△	選 挙 管 理 委 員 会 長	高 橋 正 文	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和4年1月26日（水）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第1号 令和3年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 5 議案第2号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第3号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第2地区草野2期その2）請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第4号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠ため池）請負契約の変更について
- 日程第 8 議案第5号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（広平第1ため池、広平第2ため池）請負契約の変更について

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和4年第1回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件4件、計5件であります。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。12月17日、広報編集特別委員会が広報編集のため開かれております。

次に、監査委員から、令和3年度定期監査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が本日本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和3年11月及び12月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 横山秀人君、3番 花井 茂君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第1号から議案第5号を一括し、村長の提案

理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和４年第１回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、長泥地区の特定復興再生拠点エリア造成工事等の請負契約の変更について仮契約を締結いたしましたので、一般会計補正予算と併せてご承認いただきたく招集したものであります。

それでは、提出しました議案についてご説明いたします。

議案第１号は、令和３年度飯舘村一般会計補正予算（第９号）です。既定予算に１億495万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を187億349万4,000円といたしました。

歳出の主な内容は、民生費の社会福祉費に8,194万円、教育費の義務教育学校費に1,823万7,000円などを追加いたしました。この財源には地方交付税、国庫補助金などを充てております。

議案第２号は、特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてです。令和３年７月29日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から2,178万6,600円減額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は７億3,611万3,400円です。

議案第３号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第２地区草野２期その２）請負契約の変更についてです。令和３年７月29日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に1,042万8,000円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は１億1,162万8,000円です。

議案第４号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠ため池）請負契約の変更についてです。令和３年５月31日付で株式会社小野中村と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から174万7,900円減額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は5,485万7,000円です。

議案第５号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（広平第１ため池、広平第２ため池）請負契約の変更についてです。令和３年５月31日付で株式会社小野中村と工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に205万4,800円増額する請負契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は5,128万5,300円です。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

(午前 11 時 07 分)

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 10 分)

◎日程第 4、議案第 1 号 令和 3 年度飯舘村一般会計補正予算（第 9 号）

議長（佐藤一郎君） 日程第 4、議案第 1 号令和 3 年度飯舘村一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 13 ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について、この給付基準というのは基準年は本年、昨年、いつの非課税というふうになっての 800 世帯なのかというのと、あとはコロナ収入減、これも去年なのかコロナ始まって以来の収入減なのか。その基準たるものは何に基づいて、支給される人とされない人に分かれていくのか。分かりやすく説明いただければと思います。

ため池の放射線対策工事の土壌改良材については、内容的にどんなものなのか伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 臨時特別給付金のご質問であります。

まず、この臨時特別給付金二本立てでありまして、先ほど総務課長から説明あったとおり住民税非課税の世帯、もう一つは新型コロナウイルスの影響により収入が減少して世帯全員が住民税非課税世帯になったという二本立てであります。その基準日であります、1 本目の非課税世帯の対象は昨年、令和 3 年 12 月 10 日現在の住民登録された世帯が対象となっております。

もう一つの新型コロナウイルスの影響の部分であります、これは去年の令和 3 年 1 月から任意の一月が住民税非課税世帯の相当に世帯全員が該当した、いわゆる収入が下がった世帯であります。これは、あくまで本人の申請によって村が判断して口座に振り込むという流れになっております。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） ため池放射線対策工事の補正の 478 万 1,000 円でございますが、ため池工事を進めるに当たって、ため池内に重機が入っていく際に、軟弱な地盤のところは 2 か所のため池で出てしまったということで、その土壌の土壌改良材の量が増となる見込みのため、補正をお願いするものでございます。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2 番（横山秀人君） 2 番 横山秀人、一般会計補正予算（第 9 号）について質問いたします。ページ数は、13 ページになります。

先ほどの質問に改めての視点での質問なんですが、今住民税非課税世帯の該当者は令和 2 年中の所得に応じて今非課税となっていると思うんですが、今回令和 3 年の収入減について非課税と思われるのが、先ほどの説明で 180 世帯あるということなんですが、まずその 180 世帯の見込みの積算方法はどのような形で 180 というのを出したのか。その確認と、

あと先ほど任意の1か月全世帯員が住民税非課税になる場合、本人申請で10万円を給付申請するということなんですが、具体的に例えばどのような条件とか、ある程度こういう事例だとなるとか、本人申請ですのでその申請に対して根拠を持って、これはなるだろうとかならないだろうとかという判断になると思うんですね。そういった場合の大まかな判断基準を教えていただければと思います。

住民課長（山田敬行君） 2つの質問がありました。

まず、新型コロナウイルスの影響による対象が180世帯ということになりますが、この数字につきましてはあくまで想定の部分であります。実際に申請が何件来るかは、村のほうでは把握しておりませんので、国の予算上足りなくならないような形で180と積算した中身であります。

それから2番目の質問、本人申請ということで基準であります。まず1つは新型コロナウイルスの影響を受けて収入が落ちたということの、それを表す書類ですね。給与明細とか確定申告・源泉徴収、そういった書類が必要だと。それから、世帯全員が非課税世帯に落ちているというものを表す書類。ですから、任意の1月なのでその月の給与明細、それから前年度の同じ月といいますか、そういったものが分かるような資料を添付されると。それがない場合は、様式2の申立書によって該当になっているかを確認するという中身であります。

なお、申請に当たっては、虚偽の申請をしたといった場合には返還を求めるというものに同意した上で、村に申請するという流れになっております。

以上です。

2番（横山秀人君） 180世帯は見込みだという形で。あとそうしますと、村民としては何を基準にうちがそれに該当するのかどうかというのが、本人で判断しづらい場合があると思うんですね。そういった場合は、例えば昨年から収入が急に落ちたとか、そういった場合は取りあえずまず役場のほうに行って、これに該当するかどうか相談してくださいという形の説明でよろしいでしょうか。

住民課長（山田敬行君） これについては、改めて予算が通れば「お知らせ版」等でご案内をして、該当するかどうかは住民課のほうにご相談いただきたいということの予定であります。

以上です。

2番（横山秀人君） 続きまして、13ページの教育費の備品購入についての質問であります。

今回電子黒板、予算額で1,800万円の導入により、子供たちにどのような授業が行われ、またその効果についてどのような効果があるのか伺いたいと思います。

教育長（遠藤 哲君） まず、現在使用しているモニターといいますのが、これは申請前のものでして、そこに外付けの電子黒板の機能をつけたものを使っていると。当然古くなってきておりまして、ここ数年のGIGAスクール構想とか、あるいはソフトにはもう対応できないというのが1つあります。

それで、今回設定しましたのが、外付けではなくてももちろん一体型のものでして、例えば子供たちGIGAスクールで1人1台ずつタブレット持っているんですが、そのタブレ

ットに子供たちが意見等を記入したものを直接電子黒板上に全て、子供たちのものを全部映し出したり、あるいはそれを操作して分類したり、またこれまでできなかったモニター上に子供たちが書き込んだり、もちろん教師もですが、そういったことができます。本当に様々な機能がありますので、それによってどのような効果といたしますか、要するに効率的で効果的な指導ができるというふうに非常に期待しております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5 番（佐藤健太君） 私の質問も電子黒板についてなんですけれども、そもそもこの電子黒板というのはどういったものなのかということが、あまり理解がまだできていない部分ももちろんあるんですけれども、これがコロナウイルス感染対策の予算で買うことになっているわけなんですけれども、どのように感染対策に結びついてくるのかなというところを教えてください。

教育課長（佐藤正幸君） まず電子黒板というのはどのようなものでありますけれども、1 つは教科書全てソフトが入っておりますので、それを映し出して拡大をしながら、あとはそこに線を引いたりとかそういったことで、大きな教科書のようにも活用できますし、今のところ後付けの電子黒板のタイプというようなことではなくて、書き込みもある程度はできるんですが、しかし一体型でなくて後付けなものですから操作性、なかなか反応が鈍かったりとかすぐに反応しなかったり、あとは使い勝手がちょっと悪いということで、授業をスムーズに進めるためにやっぱり一体型が必要だなということで、今回入れるものです。あとその電子黒板の中で、例えば理科の実験の様子とかそういったものを動画で映し出すとか、そういった機能も持っておりますので、幅広く使っていけるのかなということで、今回新たに導入するものです。

それから、オンラインの授業とかそういったものを積極的に活用しなければならない中で、今外国の人との交流でオンライン、あるいは大学との交流授業でもオンラインとかを活用しますが、そういったものがより一層広く使われる、使っていかなければならないということで、コロナの遠隔の授業というような部分でコロナ対策ということで予算で整理していきたいということであります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4 番（飯畑秀夫君） 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金ですけれども、先ほど言ったように減少した世帯とか確認も必要だと思うんですけれども、いつ頃支給する予定というか、その流れ的なものが分かるのであれば教えてください。

住民課長（山田敬行君） まず、住民税非課税世帯への部分につきましては、予算が承認されれば2月に住民税非課税対象になる世帯へ村から通知文書を送りまして、それを確認していただいて、その確認後遅くとも3月までには世帯主の口座に振り込むことを考えております。

もう一つの新型コロナウイルスの影響による部分につきましては、あくまで申請であります。ただ、これもあくまで国のほうの基準が今年の9月末までに申請というものがあります。ですから、これにつきましては申請を受けて該当になれば、速やかに口座のほうに

振り込むという流れで考えております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第2号 特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第2号特定復興再生拠点エリア造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 説明の変更理由でありますけれども、労働者の放射線障害防止に関わる費用を減額したんだということなんですけれども、この測定の手やり方、造成工事敷地内だけの話なのか、やり方と期間はいつ測定されてこの結果ということになっていくのか。あとは、労働者の仕事内容と労働時間の問題はこういうふうになっていくのか。原則、厚生労働省の2.5マイクロシーベルトという話を基にという話なので、生活しているものとは違うので、その辺を詳しく伺うとともに、出入りしたりいろいろする中で放射線を浴びる可能性というのはゼロではないというふうに思っていますけれども、どの程度の話でこういうふうになって減額となるのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思っています。

村づくり推進課長（村山宏行君） 長泥の復興再生拠点エリア内の拠点の整備ということで、これに係る部分でございます。

ご質問は、帰還困難区域ということでありますので、この作業自体がいわゆる特定線量下業務、いわゆる除染ではないがそういった高線量のところ、毎時2.5マイクロシーベルトを上回るであろう場所のところの作業をする場合に、いろいろ事業者には課された責務がございます。それで、事前に現地の調査というのもその義務に当たっておりまして、こちら期間が8月の頭に事前の調査ということで場内19か所を地上10センチ、それから1メートルということで計測しております。これの平均が2.5マイクロシーベルト以下であることを確認したというところでありまして、そのためにこの特定線量下業務の縛りから外れるということありますので、そういった計測業務、それから従業員の管理業務が必要なくなるということになりました。そのために、金銭的なところが削減されたところでございます。

ただ、帰還困難区域ですので、この中での作業であること自体は変わりませんので、当然特殊勤務手当、こちらについては変わらずに支給されるというふうになってございます。

8 番（佐藤八郎君） 除染電離則2.5というふうになっていくと、本来の放射能被ばく問題の電離則の1ミリシーベルト未満というのが、何か2.5から自由に働くんではないか、出入りできるんではないかというふうに誤解されるようなことはないのかどうかと、今聞く限りは8月中に19か所、地上10センチと1メートル測ってその平均値だと。これ、平均値ですから高いところと低いところあつての平均でしょうから、それは幾らなのかと。

あと、働き方そのものは出入り8時間なのか6時間なのか分かりませんが、例えば長泥の入り口に入ったらもう計測されて、被ばくどのぐらいになるか測っての労働時間になるのか。5時までなのか分かりませんが、そういう流れは労働者の健康被害が、多くの被ばくをするようなことはないというふうに確認されたから防止に関わる費用は減額していいんだと国から言われたのか、村からしていいんじゃないかと申請したのか。どんな動きなんでしょうか。

何か、除染が5ミリシーベルト未満だからってずっと10年間やってきて、また2.5だからとなっていくと、本来国も目指す村も目指すそういった環境の中での放射能被ばく1ミリシーベルト未満というのは、「絵に描いた餅」みたいにどうでもよくなるような動きの中なので、特に注意して質問しているんですけども、本来そうである日本の法律からすればそこを守るのが基準であって、だからここで言うこの手当を少なくする額なのか、このぐらいまでは被ばくして労働していいという基準なのか分かりませんが、どういう意味合いをなすのか。もう少し伺いたい。

村づくり推進課長（村山宏行君） ご質問ですけれども、あくまでも空間線量というのは2.5マイクロシーベルトを超える場所での作業については、こういった基準がありますよということで国が定めている指針がありますので、それ以下であったということで必要のない余分があつたというところでございます。繰り返しになりますけれども、あくまでもいわゆる帰還困難区域での作業ですので、なるべく被ばく線量を下げる、これは変わらないということでもあります。

時間的なところでありますが、場内的にいたのが8時間以下、当然移動時間ありますが、移動時間の分について車両等で通り過ぎる分については、その部分については作業時間には含めないとされておりますので、当然8時間以下であるというふうに考えております。

また今回削減するのは、いわゆる管理に要する経費の削減であります。そこで働く方々、そちらの従業員の方々に払う賃金、そちらの分の削減ということではございませんので、確認のため申し上げます。

8 番（佐藤八郎君） もちろん労働者の賃金に影響するとは思っていませんけれども、管理者がいなくなる、管理する必要がないという削減だと思うんです。つまり、今高いところだけで、平均の高いところと低いところを言わなかったのも、もう一度答えてもらいますけれども、いずれにしろそういう動きが見えると「大丈夫なんだ」となるんです。

だから、テレビ・新聞報道見ても「飯館は何でもなくなって、もう本宮とか若松だのと同じく暮らせるところになったんだ」となっているんです。これも、「長泥もまた大丈夫なんだ」というふうになっちゃうんです。そういう流れでどんどんやられていますけれども、実際はそうでないんだというものがあつていろいろな予算も来ているわけですか

ら、その辺はきちんと高いところでこのぐらいあって、低いところでこのぐらいで、平均取ったら2.5マイクロシーベルト以下だったので、管理する経費が少なくなったんだという事業提案でしょうけれども、それは分かりますけれども、どうしてもそういうふうになっていくんですよ。ですから、その辺で労働者の被ばく問題は前と全く変わるものではないんでしょう。手当ももちろん変わるものではないという答弁ですから、今ね。

変わったのは、そういうことを管理する業務の経費だけがなくなったわけだ。そうすると、管理を今度しないわけだ。しないことで誰が今度、労働者そのものが管理なんていうことはあり得ないんだからね。労働者を仕事させるのに雇っている人がいるんだ。管理は、村が随時今までの部分のお金がなくなった分は、発注している国がきちんと管理されて安心・安全を労働者に保障して事業を推進されるということになるんですか。

村づくり推進課長（村山宏行君） 失礼いたしました。線量の部分、報告漏れておりました。

まず最低でありますけれども、地上1メートルで0.28というのが一番低かったポイントでございます。一番高かったところなんですが、これ1回目に測ったときは7.84というのがございました。これ1か所のみ、いわゆるホットスポットとして残った部分でございます。これを環境省のほうに言いまして、いわゆる局所除染ですね、こちらのホットスポットは取っていただいたところであります。その結果、そのポイントについても1.91ぐらいに下がったというところがございまして、最終的に全体の平均では1メートルで0.74、10センチで0.84まで下がったというところ、全体の平均ですね、というところがございます。

ご質問の趣旨、いわゆる労働者の安全に配慮すべきということがありますので、事業者のほうには十分そちらのほう注意するように伝えたいと思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番（横山秀人君） 今回の変更概要の中に、労働者の放射線障害防止に係る費用とあるんですが、まず労働者の放射線障害防止のために取られている対策というものは何があって、今回2.5マイクロシーベルト以下であったことから管理に要する費用ということなんでしょうけれども、全体像がちょっとまだ見えないので、そのうちどの部分の費用が減ったのか再度ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（村山宏行君） 先ほどお話ししましたように、まずはその現場の事前調査というものがございます。この事前調査で、線量のほう確認していわゆるホットスポットも分かりましたし、全体の線量が低下していることも分かったというところがあります。

それから、まず診療体制を確立しなさいというのが義務づけられております。もし万が一現場の中で高線量のものを、従業員・労働者が例えば吸引するとか飲み込むとか、そういったことがあった場合の事故の対応ですね、そちらの体制を取りなさいというのがあります。それから、特定線量下業務に係る特別の教育というのが必要です。その区域に入って作業する際に注意する事項、こちらの特別な教育というのを2時間半、学科で受けさせなければならない。

なおかつ、被ばく歴の調査というものがあまして、こちらいわゆる入ったときから出るときまでの線量ですね、それを毎日計測して、それを30年間保管しなければならないというのがあります。当然個人ごとの線量がありますので、いわゆる積算線量で制限時間が

ございます。線量幾らに保たなければならないという、そういった基準もありますから、そういった管理をする事業者は管理者を置かなければならないということがあります。そういった部分がなくなったというところがあります。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第3号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第2地区草野2期その2）請負契約の変更に
ついて

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第3号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第2地区草野2期その2）請負契約の変更に
ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 伺っておきますけれども、安定処理工を施されていたためということで、これは安定処理工というのはどんな形で入っていたものを言われているのか。防水対策の工事舗装だったのか、何を指して言っているのかと、完全にストップするので迂回しての交通誘導員追加は分かりますけれども、これは工事終われば原状回復して終わるということになるんでしょうか、伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 安定処理工でございますが、県道の現場を掘削したところ舗装の下にセメントで固められた路盤工が出てきたということでございます。セメントでその路盤を混ぜて固めたものが、舗装の下から出てきて、それをバックホーで砕けるような固さではない。固まっちゃっているというところで、カットしながら破碎機でもって壊して産業廃棄物の処理をしなければならぬということでございます。

次の質問ですが、こちらは原状回復する工事になります。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 副村長に伺うけれども、そんなことあるの。道路の下にそんな訳の分からないものを、置場でも捨場でもないのに、そんなことあるんだ。県の舗装工事って、そうなんですか。

副村長（高橋祐一君） 道路に関しましては下の地耐力、路盤の強度というものを保った上で舗装をかける。そこを大型車が通っても大丈夫だよというふうなところでありますが、軟

弱地盤とか地耐力がない部分については置き換えとかもします。あと置き換えで済まないときには、路盤をセメントと混ぜて強度を増した上に舗装をかけるという工法があります。ですから、その部分についてはそういう工法をしているのかなと思っています。

村のほうで今機能回復工事をやってございますが、機能回復工事に関しましてはセメントじゃなくて乳剤を混ぜながら路盤を強度してやっていく。やっぱりある程度その部分は固まってきます。ですから、普通の処理で採石処理みたいな形にはできないということで、今回の対応になります。

8 番（佐藤八郎君） そうすると、機能回復の道路工事も今後そういう箇所は、工事なんか入ったときにぶつかる可能性は往々にしてあるというのが前提になるんですか。この箇所は、特にそういう底なしではないでしょうけれども、相当軟弱な地盤だったということが言えるわけですか。

副村長（高橋祐一君） このセメント量に関しても、その地耐力によってセメント量が変わってきます。ですから、場所によってはそのまま砕けるところもあるし、今回みたいにセメント量が多い部分についてはやはり通常では砕けないというところが出てきますので、なかなかその辺は例えばそのところをまた工事するというときに、ある程度事前調査なりをしないと分からないという状況ですので、そのときについては工事の中でいろいろ調査をしながら進めていくという形になると思います。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2 番（横山秀人君） まず、今まで大型車の通行止めは予定なかった区間ということで、今回大型車の通行止めが必要ということで、期間はどれぐらいの期間を大型通行止めにして、およそ分かるのであればいつ頃からからいつまで、この通行止めがあるのか。

あともう 1 点については、このルートが中間貯蔵施設の運搬とか、何か今国が行っている事業にここが通れないということで影響が何かあるのかどうかの確認の質問をいたします。

建設課長（高橋栄二君） 通行止めの期間については、県道の管理者である県との協議も必要になってきますが、村としてはできる限り早く着手して早期完了を目指してまいりたいと考えております。

それから、影響する部分でございますが、大型車の迂回ということになれば、トラック協会とか路線バスのところとかあと関係各所、当然環境省にも事前にお知らせをしながら、現場でも周知する看板等を設置しながら、迂回に向けて安全対策を万全にして工事を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第4号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(笹峠ため池) 請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第4号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(笹峠ため池) 請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第5号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(広平第1ため池、広平第2ため池) 請負契約の変更について

議長(佐藤一郎君) 日程第8、議案第5号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(広平第1ため池、広平第2ため池) 請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番(佐藤八郎君) ここでの固化材というのは、先ほどの改良材とは違うんでしょうけれどもやっぱり軟弱地盤を固める、コンクリ化するとかそういうものを言っているのかな。

建設課長(高橋栄二君) お察しのとおりでございます。ため池内に重機が入る際に柔らかい箇所があって、そこに固化材を混ぜて地盤改良を行って工事を進めなきゃならないということでございます。

以上でございます。

議長(佐藤一郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第１回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午後１時５０分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月26日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂